

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県靈柩葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）、岡山県葬祭事業協同組合（以下「丙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丁」という。）は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害が発生した市町村において、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次の業務について、市町村からの要請等により必要が生じたときは、乙等に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙等は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

2 調達した棺及び葬祭用品は、被災市町村が設置する遺体収容所等、甲が指定する引渡し場所まで乙等が搬送するものとする。

（引渡し）

第4条 甲は、前条の引渡し場所に職員を派遣し、棺及び葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前条の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させができるものとする。

（実績報告）

第5条 乙等は、この協定に基づき第2条に規定する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙等がこの協定に基づき供給した棺及び葬祭用品の対価並びに遺体の搬送等に係る費用は、乙等の提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する棺及び葬祭用品の額は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「規則」という。）第2条に規定する範囲内とする。

3 乙等が行った棺及び葬祭用品の運搬に係る費用は、原則として乙等が負担するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定により乙等から実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙等は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、第6条の費用の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙等に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における規則に基づく基準額等を参考にして、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙等は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲及び乙等いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

この協定を証するため本書を4通作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成23年11月29日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 石井正弘

乙 岡山県倉敷市神田四丁目1番4号
エヴァホール水島内
岡山県靈柩葬祭事業協同組合

理事長 斎上善弘

丙 岡山県岡山市北区奥田南町六丁目53番
岡山トモエ自動車株式会社内
岡山県葬祭事業協同組合

理事長 棚井俊貞

丁 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会

会長 松井昭寛